第3講　律令体制の展開と矛盾

PART2 奈良時代の政争と公地公民制の崩壊

Chapter1　奈良時代の政争

目標
奈良時代の政争の中心氏族について知ろう。
仏教がとても重視されたのはなぜだろう？

1　奈良時代前半の政争

①〔1　　　　　　　　　　〕政権（元明・元正天皇）

中臣〔藤原〕鎌足の子。娘の宮子を文武天皇に，光明子を皇太子（のちの聖武天皇）に嫁がせ，外戚政策により台頭。**元明天皇**やその娘である**元正天皇**の信任を得る。

710年　平城京に遷都

718年　養老律令の制定

②〔2　　　　　　　〕政権（元正・聖武天皇）

天武天皇の孫で高市皇子の子。文武天皇と元正天皇の妹である吉備内親王を妻とする。

722年　百万町歩開墾計画

723年　三世一身法

724年　藤原不比等の孫で藤原四兄弟の甥でもある〔3　　　　　〕**天皇**が即位

729年　長屋王の変で自殺に追い込まれる→**藤原光明子の立后**

※人臣初の皇后＝**光明皇后**に。

③**藤原四兄弟〔藤原四子〕**政権（聖武天皇）

藤原不比等の子で，**光明皇后の異母兄**たち。

武智麻呂（南家）・房前（北家）・

宇合（式家）・麻呂（京家）。

737年　**天然痘**〔疱瘡〕により四兄弟全員が死亡

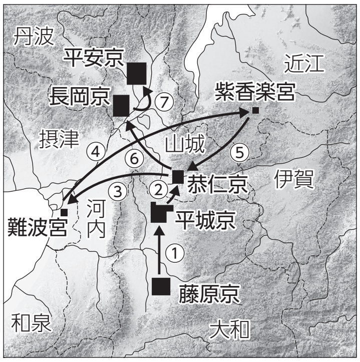

古代宮都の変遷

④〔4　　　　　　　〕政権（聖武天皇・孝謙天皇）

光明皇后の異父兄で，皇族から臣下に下る。

唐から帰国した**玄昉・吉備真備**を登用し，聖武天皇の**鎮護国家仏教**政策を助けた。

740年　〔5　　　　　　　　〕**の乱**→式家

〔6　　　　　　　〕**（山背国）**に遷都

741年　国分寺建立の詔

743年　墾田永年私財法・**大仏造立の詔**→行基の活躍

744年　**難波宮（摂津国）**さらに**紫香楽宮（近江国）**に遷都

745年　平城京（大和国）に還都

752年　東大寺大仏開眼供養会→聖武太上天皇が菩提僊那や仏哲を招く

753年　鑑真が来日→翌年朝廷に戒律を伝える

2　奈良時代後半の政争

①〔7　　　　　　　　　〕**〔恵美押勝〕**政権（孝謙・淳仁天皇）

藤原**南家**の祖である武智麻呂の子。皇后宮式〔紫微中台〕長官として

叔母の光明皇太后・従妹の**孝謙天皇**から信任を受け，人臣初の太政大臣〔大師〕となる。

757年　養老律令を施行・〔8　　　　　　　　　〕**の変**→諸兄の子によるクーデタ未遂

758年　〔9　　　　　〕**天皇**（舎人親王の子）を擁立し即位させる→**恵美押勝**の名を賜る

764年　恵美押勝の乱→淳仁天皇は淡路国に配流（＝淡路廃帝）

②〔10　　　　　〕政権（称徳天皇）→女帝の寵愛を受けて台頭した怪僧

764年　孝謙太上天皇が**重祚**し〔11　　　　　〕**天皇**として即位

765年　道鏡が**太政大臣禅師**に

766年　道鏡が**法王**に

769年　宇佐八幡神託事件〔道鏡皇位事件〕

→**和気清麻呂**が道鏡の天皇即位を阻止。

770年　称徳天皇が亡くなり

道鏡を**下野国薬師寺**の別当に左遷

③**藤原百川**政権（光仁天皇）

→北家の藤原永手とともに政権を担当

藤原**式家**の祖である宇合の子で，広嗣の弟。

770年　〔12　　　　　〕**天皇**即位→**天智系皇室が復活**

781年　〔13　　　　　〕**天皇**即位→光仁天皇と渡来人系である高野新笠の子

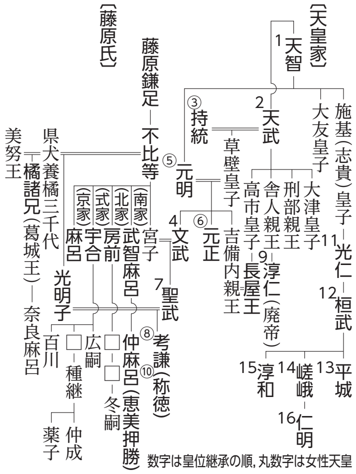

天皇家と藤原氏の関係系図⑴

> **まとめ**
> 奈良時代の政争は藤原氏を中心に展開され，最終的に勝ち残った。
> 疫病や戦乱が相次いだことで，朝廷は鎮護国家のため仏教を重視した。

Chapter２　公地公民制の崩壊

目標
現在と違う婚姻形態について知ろう。
公地制崩壊の決定打となった法令について知ろう。

1　律令国家の農民支配

①農民の編成→竪穴住居や掘立柱住居に居住

A　〔1　　　　　〕→結婚は男性が女性の家に通う**妻問婚**が普通

口分田班給のための基本台帳。班田収授が行われる**６年ごとに作成**。

※ 50 戸＝１里〔郷〕。戸＝郷戸より細かい生活単位の房戸もあった。

B　〔2　　　　　〕

調・庸賦課のための基本台帳。身体的特徴も記し**毎年作成**。

②〔3　　　　　　　　　　〕→唐の均田制にならう

６歳以上の男女に口分田を班給して最低生活を保障し，徴税対象を確保。

A　６年ごとに良民・賤民に対し班田収授を実施

あ　班給面積は良民男子２段〔720 歩〕・良民女子１段 120 歩〔480 歩〕

い　賤民のうち家人・私奴婢には良民の３分の１を班給

B　**条里制**により田を碁盤目状に区画

C　口分田は売買禁止で死者の田は次回の班田を待ち収公

あ　口分田，墾田，位田，
　　郡司職田が租を納める輸租田

い　職田，寺田・神田が租を免除される不輸租田

う　賃租形式で耕作する乗田が地子を納める輸地子田

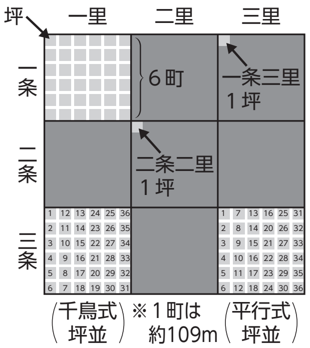

条里制図

③租税と兵役

A　成人男子の呼称

正丁（21～60 歳）・次丁〔老丁〕（61～65 歳）・中男〔少丁〕（17～20 歳）

B　租税の種類

あ　〔4　　〕（地方の土地税）→田１段につき稲２束２把（収穫の約３％）

い　〔5　　〕（中央の人頭税）→郷土の産物を京に運脚

う　〔6　　〕（中央の人頭税）→京での**歳役**に替え布２丈６尺を運脚（京・畿内はなし）

え　**雑徭**　（地方の人頭税）→国司の指揮で地方の労役に年 60 日以内従事

C　その他の負担

あ　**義倉**→備荒貯蓄のため毎年一定量の粟を納める

い　［7　　　　］→稲の貸付（**公出挙**はのち強制となり租税化）

う　仕丁→50戸に正丁2人の割合で中央の雑役に3年間従事

D　**兵役**

正丁3～4人に1人の割合で徴兵。兵士は庸・雑徭を免除されたが，

食糧・衣類・武器は自己負担だった。

あ　軍団兵士　→諸国の**軍団**で勤務（＝軍団制）

い　［8　　　　］→左右衛士府に所属して1年間京の宮城を警備

う　［9　　　　］→大宰府の防人司に所属して3年間九州北部を警備

2　公地公民制の崩壊

①公民制の崩壊→『万葉集』の**山上憶良「貧窮問答歌」**は当時の生活を描く

過大な負担，疫病，飢饉などにより，**偽籍，浮浪・逃亡，私度僧**などが激増。

口分田の荒廃，税の滞納・品質低下，兵士の弱体化を招いた。

※自然災害や人口増加もあり口分田が不足し，国家的問題となった。

②公地制の崩壊→輸租田である**初期荘園**〔墾田地系荘園〕の成立

国司・郡司の権威に依存してはいたが，形式的には荘園領主が直接経営。

独自の荘民をもたず，周辺の農民や浮浪人らが賃租形式で耕作した。

※9世紀後半には，律令国家体制の崩壊に伴う

　郡司の弱体化・労働力不足により大半の初期荘園が荒廃した。

722年　**百万町歩開墾計画**（元正天皇・長屋王政権）

723年　［10　　　　　　　　］（元正天皇・長屋王政権）

※開墾地の私有を期限付きで公認。

743年　［11　　　　　　　　　　　］（聖武天皇・橘諸兄政権）

※開墾地の私有を条件付きで無期限に公認。

765年　加墾禁止令（称徳天皇・道鏡政権）　※［12　　　　］・百姓以外の開墾を禁止。

772年　加墾禁止令を廃止（光仁天皇・藤原百川政権）　※面積制限も撤廃。

まとめ

古代の結婚は男性が女性の家に通う妻問婚が普通だった。

743年の墾田永年私財法で土地の永久私有を認め，公地制が崩壊した。

第 3 講　PART 2　確認問題

1　藤原不比等の娘宮子と文武天皇との間に生まれ，後に即位した天皇はだれか。

①　元明天皇　　②　聖武天皇
③　孝謙天皇　　④　元正天皇

2　藤原不比等のあと，政権を握った天武天皇の孫はだれか。

①　舎人親王　　②　長屋王
③　高市皇子　　④　橘諸兄

3　孝謙天皇から信任を受けて，人臣初の太政大臣〔大師〕となったのはだれか。

①　藤原種継　　②　藤原広嗣
③　藤原冬嗣　　④　藤原仲麻呂

4　天智系天皇復活のため，藤原百川により擁立された天皇はだれか。

①　光仁天皇　　②　淳仁天皇
③　称徳天皇　　④　桓武天皇

5　調・庸賦課のため，毎年作成されたものはどれか。

①　律令　　②　計帳
③　木簡　　④　戸籍

6 21～60 歳の成人男子の呼称はどれか。

① 中男　② 次丁
③ 正丁　④ 老丁

7 国家が春に稲を貸付け，秋の収穫時に高い利息とともに徴収する制度はどれか。

① 義倉　② 衛士
③ 出挙　④ 仕丁

8 723 年，開墾地の保有を期限付きで認めた法はどれか。

① 加墾禁止令　② 墾田永年私財法
③ 百万町歩開墾計画　④ 三世一身法

第 3 講　PART 2　確認問題　解答

1 解答：②

724 年に即位した**聖武天皇**は，**藤原不比等**の孫で**藤原四兄弟**の甥にもあたる。

2 解答：②

長屋王は，**天武天皇**の孫で高市皇子の子である。729 年に長屋王の変で自殺に追い込まれた。

3 解答：④

藤原仲麻呂は，藤原**南家**の祖である武智麻呂の子である。**淳仁天皇**（舎人親王の子）を擁立し即位させると，**恵美押勝**の名を賜った。

4 解答：①

光仁天皇は天智天皇の孫で，770 年に即位した。**桓武天皇**は 781 年に即位した。

5 解答：②

④の**戸籍**は，口分田班給のための基本台帳で，班田収授が行われる 6 年ごとに作成された。

6 解答：③

17～20 歳は中男〔少丁〕，61～65 歳は次丁〔老丁〕とよばれた。

7 解答：③

①の**義倉**は，備荒貯蓄のため毎年一定量の粟を納めるもの。②の**衛士**は兵役の一つ。④の仕丁は，50 戸に正丁 2 人の割合で中央の雑役に 3 年間従事するもの。

8 解答：④

①の加墾禁止令は寺院・百姓以外の開墾を禁止するもので，765 年に出された。②の**墾田永年私財法**は開墾地の私有を条件付きで無期限に公認するもので，743 年に出された。③の**百万町歩開墾計画**は 722 年に出された。